

議案第4号

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年3月2日提出

南風原町長 城間俊安

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令39号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部が改正されたことに伴い、南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため提案する。

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年南風原町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条中「場合は、」の次に「必要に応じて」を、「認定証」の次に「（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）」を加える。

第15条第1項第2号中「第9項」を「第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。